

総合法律支援法における無料法律相談援助の実施期間の改正を求める会長声明

1 2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の被害状況は、内閣府非常災害対策本部の発表によると、本年8月5日（発生から約1年7か月経過）時点で、死者・行方不明者636名（うち災害関連死406名）、負傷者1398名、半壊以上の住家被害が3万212棟に及ぶなど、東日本大震災以降最大規模の被害となっている。これに対し、2024年12月24日（発生から約1年経過）時点では、死者・行方不明者は491名（うち災害関連死261名）、負傷者1379名、半壊以上の住家被害は2万9670棟であったことから、被災から1年以上経過しても、被害がなお増加していることがわかる。

被災した建物を市町が所有者に代わって解体・撤去する制度である公費解体の状況は、環境省の発表によると、2025年9月21日現在、2024年9月21日から発生した豪雨災害の被災建物を含めて、申請棟数4万4012件に対して、解体が完了したのは3万6923棟であり、解体完了率は約85.6%に留まる。また、公費解体の申請数は、環境省による解体見込み棟数3万9235棟の予測（本年1月31日時点）を大きく上回っており、今後も公費解体の完了が遅れることが懸念される。

現在、復旧に向けた関係各位の懸命な活動が続いており、徐々に復旧が進みつつあるが、報道によると、2025年6月20日時点において、石川県ではみなし仮設を含む仮設住宅には約2万人の入居者が暮らしており、被災者の生活再建は、いまだ途上にある。

2 政府は、2024年1月11日、令和6年政令第6号をもって、令和6年能登半島地震を、総合法律支援法（以下「法」という。）第30条第1項第4号の非

常災害と指定し、同地震によって災害救助法が適用された地域に、同地震発生日に住所、居所、営業所又は事業所（以下「住所等」という。）を有していた国民等を対象として、資力を問わず、同年12月31日まで、弁護士等による日本司法支援センター（法テラス）の無料法律相談（以下「無料法律相談援助」という。）を受けられるようにすることを定めた。そして、令和6年能登半島地震の被災地においては、法テラスの事務所、指定相談場所における相談に加えて、事務所等へのアクセスが困難な地域に移動相談車両（法テラス号）を派遣するなどの対応がとられており、無料法律相談援助は、被災者の相談のニーズに応える上で重要な役割を果たしてきた。

ところが、法の定める無料法律相談援助の実施期間の上限は1年に留まったため、令和6年能登半島地震についての無料法律相談援助は、2024年12月31日で終了した。

しかし、日本弁護士連合会が実施する無料電話相談や自然災害債務整理ガイドラインの利用件数を踏まえると、いまだ相当程度の相談のニーズがある。被災者の生活再建は途上にあるにもかかわらず、被災者の資力によっては無料法律相談援助を受けられなくなるのでは、被災者が専門家への相談を躊躇し、被災者に対する生活再建支援が滞るおそれがある。

内閣府が推進する「災害ケースマネジメント」（被災者一人ひとりの課題を把握し、専門家と連携して継続的に支援する取り組み）を実効性あるものとするためには、被災者が専門家による法律相談を必要とする時期に、資力を問わずに無料相談を受けられるようにし、継続して相談を受けられる体制とすることが極めて重要である。多くの被災者は、公費解体の完了時期や、復興計画、勤務先・生

業の復興状況などの変化を踏まえ、生活再建方法を再検討する必要がある、その時期にこそ継続的な法的支援が不可欠である。

加えて、仮設住宅の入居期間中は、住居の確保等生活再建に向けた支援が特に必要なところ、原則2年の仮設住宅の入居期間が多く、災害で延長された実情を踏まえると、被災者の資力にかかわらず、2年経過後も無料相談を受けられることが必要となる場合が多い。

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）など過去の多くの災害では、被災者の相談のニーズは発災から1年が経過した時点においてもなお高い状況であった。特に、東日本大震災では、現行の法第30条第1項第4号の規定はなかったものの、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が、2012年4月1日から施行された。同法は、当初3年間の時限立法であったが、期間が延長され、最終的に2021年3月31日まで9年間にわたり同法に基づく無料法律相談の利用が可能であった。

- 3 そこで、当会は、国に対し、令和6年能登半島地震についての相談のニーズを踏まえて、今後起きうる大規模災害に備えるため、法第30条第1項第4号を改正し、無料法律相談援助の実施期間の上限を現在の1年から少なくとも2年に延長すること、実施期間が上限に達した場合でも政府の決定により2年を超えて延長できるようにすることを求める。また、これらの法改正に関し必要な予算措置を講じることを求める。

2025年（令和7年）10月7日

香川県弁護士会

会長 八 木 俊 則